

日中の国際商事仲裁制度

2011年4月1日

出澤 総合法律事務所
弁護士 國安 耕太

第1 日中間の紛争解決手段（仲裁の有用性）

1 訴訟と仲裁

2009年以降、中国は日本の最大の輸出相手国となっており（なお、2002年以降、中国は日本の最大の輸入相手国）、これに伴い、日中間の商事紛争は今後益々増加していくことが予想されます。

紛争が生じた場合の強制的な解決手段には、大きく分けて訴訟と仲裁があります。

しかしながら、日中間には、相互に裁判所の判決・決定を承認・執行する国際条約がないことから、中国の裁判所（人民法院）の判決は日本で執行できず、日本の裁判所の判決を中国で執行することもできません（実際に執行を認めなかった事案として、大連中級人民法院 1994（平成6）.11.5 決定、大阪高裁平成 15.4.9 判決判時 1841 号 111 頁¹）。そのため、日中間の取引契約において、例えば「本契約に関して紛争が生じた場合には東京地方裁判所を第1審専属的合意管轄裁判所とする。」といった管轄条項を設けていたとしても、中国で執行が必要な場合には実効性はありません。

また、中国では未だ地方主義が存在するともいわれており、そのため、中国の裁判所は、地元企業の利益の保護を図る判決がされる可能性があります。したがって、中国の裁判所を管轄とする条項は日本企業にとって不利益が生じる可能性があります。

それゆえ、日中間の国際取引契約に関する紛争を解決する手段としては、一般的に訴訟はあまり適しているとはいえません。

2 仲裁の有効性

他方、日本と中国は、いずれも外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（通称「ニューヨーク条約」）に加盟しています。ニューヨーク条約第3条は、「各締約国は、次の諸条に定める条件の下に、仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し、かつ、その判断が援用される領域の手続規則に従って執行するものとする。」と定めていますので、日中相互の仲裁判断を、相手方の国において執行することができます（実際に執行を認めた事案として上海中級人民法院 2002（平成14）.1.16 JCAジャーナル第49巻 12号、横浜地裁平成 11.8.25 判決判タ 1053号 266頁）。

そのため、日中間の国際取引契約では、仲裁条項を合意することが比較的多くなっています。

実際、日中間の国際取引に限った統計ではありませんが、世界各国の仲裁事件数の統計を見ますと、中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）の取扱件数は世界第一位で

¹ http://www.ipm-c.co.jp/faling/files/pdf_data/awazu.pdf

あり、香港国際仲裁センター（HKIAC）を併せた取扱件数は、世界第二位の米国仲裁協会（AAA）の取扱件数の約 2.5 倍となっており、いかに中国での紛争解決に仲裁が選択されているかがわかります。

	2005	2006	2007	2008	2009
日本商事仲裁協会（JCAA）	11	11	15	12	19
中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）	979	981	1,118	1,230	1,482
香港国際仲裁センター（HKIAC）	281	394	448	602	649
米国仲裁協会（AAA）	580	586	621	703	836
ロンドン国際仲裁裁判所（LCIA）	118	133	137	213	232
ストックホルム商業会議所仲裁裁判所（SCC）	56	141	84	176	215
シンガポール国際仲裁センター（SIAC）	45	65	70	71	114
大韓商事仲裁院（KCAB）	53	47	59	47	78
国際商業会議所国際仲裁裁判所（ICC）	521	593	599	663	817

（香港仲裁センターHPより編集²³）

そこで、今回のリーガルメモにおいては、日中の仲裁制度の概要及び仲裁条項の定め方について検討することになります。

第2 日本の仲裁制度

1 概要

仲裁手続は、裁判外紛争解決手続（ADR=Alternative Dispute Resolution）の1つであり、仲裁人（原則として当事者が合意により選任）によって紛争を解決する手続をいいます。

裁判を介さない紛争解決手続には、仲裁手続のほか、「あっせん」、「調停⁴」などの手続もあります。しかし、あっせんや調停は、あくまでも当事者同士の話し合いによる解決を目指すものですが、仲裁は、仲裁人が裁定し仲裁判断に確定判決と同一の効力が認められているので（仲裁法 45 条 1 項）、確定判決と同じく強制執行ができます。例えば、「YがXに対して 100 万円を支払え」との仲裁判断がされた場合には、Xは、強制執行手続によって、Yから強制的に 100 万円を回収できることとなります。

² http://www.hkiac.org/show_content.php?article_id=9

³ http://www.hkiac.org/show_content.php?article_id=310

⁴ ただし、裁判上の調停という手続もあります。

また、仲裁手続には、以上で述べたほか、一般的に訴訟と比較して、次のようなメリット・デメリットがあると言われています。

①メリット

- ・仲裁は一審制であるため、迅速な解決が図ることができる。
- ・手続きが柔軟である。
- ・当該分野の実務に通じた専門家による判断を得ることができる。
- ・訴訟は公開が原則であるのに対し、仲裁は非公開であるため、秘密保持に優れている。

②デメリット

- ・不利な仲裁判断でも、不服申立手段がない。
- ・当事者の合意がなければ、仲裁手続によることができない。
- ・仲裁人は、裁判官のように紛争解決の訓練を受けていないので、公平・中立性や判断の品質の問題が生じうる。

2 手続

(1) 仲裁合意

仲裁手続を利用するためには、当事者間に仲裁合意が存在していることが必要です。仲裁合意は、離婚及び離縁の紛争を除く当事者が和解することができる民事上の紛争を対象とする場合に限り、効力を有します（仲裁法 13 条 1 項）。また、仲裁合意は、書面によってしなければ、効力が生じません（同 2 項）。

仲裁合意にかかわらず訴訟を提起した場合、仲裁合意の存在を主張すれば、原則として訴えは却下されます（仲裁法 14 条）。なお、保全処分の申立等を行うことは認められています（仲裁法 15 条）。

(2) 仲裁手続の開始

仲裁機関に仲裁を申立てた場合、仲裁機関の仲裁手続規則に則って手続が行われます。仲裁の申立てがなされると、仲裁人の選任、審理、審理の終結を経て仲裁判断が出されます。

ア 仲裁人の選任

仲裁人の数は当事者が合意により定めることができますが（仲裁法 16 条 1 項）、当事者が 2 人の場合で仲裁人の員数について合意がないときは、仲裁人の数は 3 人とされます（同 2 項）。

仲裁人の選任手続は、当事者が合意により定めることができ（仲裁法 17 条 1 項）、合意がないときは、仲裁法の定めに従って選任されます（同 2 項ないし 6 項）。

イ 仲裁地

仲裁地は、当事者が合意により定めることができますが（仲裁法 28 条 1 項）、当事者の合意がない場合には仲裁廷が定めることとなります（同 2 項）。

ウ 仲裁期日（審理）

仲裁手続の準則についても、当事者の合意により定めることができ（仲裁法 26 条 1 項）、当事者の合意がない場合には仲裁廷が定めることとなります（同 2 項）。仲裁機関の定める仲裁規則も当事者の合意にあたります。そして、例えば、当事者が日本商事仲裁協会を利用して仲裁を行うことに合意した場合は、日本商事仲裁協会の仲裁規則に従うことが黙示的に合意されたものと考えられますので、当該規則に従って審理されることとなります。

また、仲裁廷が仲裁判断をする際に準拠すべき法についても、当事者が合意で定めることができます（仲裁法 36 条 1 項）。当事者の合意がない場合、仲裁廷は、仲裁手続に付された紛争に最も密接な関係がある国の法令であって事案に直接適用されるべきものを適用しなければならないとされています（同 2 項）。

エ 仲裁判断

前述のとおり、仲裁判断には確定判決と同一の効力が認められており（仲裁法 45 条 1 項）、仲裁判断に基づいて強制執行をすることができます（仲裁法 46 条 1 項）。

なお、当事者双方の申立てがあるときは、和解における合意を内容とする決定をすることができます（仲裁法 38 条 1 項）、この決定には仲裁判断としての効力が生じます（同 2 項）。

(3) 仲裁手続の終了

仲裁手続は、仲裁判断又は仲裁手続の終了決定があったときに終了するとされています（仲裁法 40 条 1 項）。

第 3 中国の仲裁制度との比較

1 訴訟が提起された場合

中国においては、仲裁合意があるにもかかわらず、裁判所に訴訟を提起された場合には、第 1 回期日前までに異議を申立てなければなりません。第 1 回期日が開廷された場合には、仲裁合意は放棄したものとみなされることとなります。

これに対して日本においては、「本案について、被告が弁論をし、又は弁論準備手続において申述した」場合に仲裁合意は放棄したものとみなされます（仲裁法 14 条 1 項 3 号）。

2 仲裁人の数

中国における仲裁人の数は、原則 3 人であり、仲裁人名簿の中から選定することとなります。

日本においては、日本商事仲裁協会は仲裁人名簿を作成していますが（日本商事仲裁協会商事仲裁規則 9 条）、あくまでも当事者が仲裁人を自由に選任できるのが原則であり（仲裁法 16 条 1 項）、当事者間に合意がない場合に限り、同協会が仲裁人を選定するとされています（日本商事仲裁協会商事仲裁規則 23 条 2 項）。

3 使用言語

手続きで使用する言語は、中国では当事者間の合意がない限り中国語となります。

これに対し、日本では、合意がない場合、仲裁廷が使用言語を定めます（仲裁法 30 条 2 項）。この点につき、日本商事仲裁協会は、「仲裁廷は、用語を決定するに当り、通訳および翻訳の要否ならびにその費用の負担割合を考慮しなければならない。」と定めており（日本商事仲裁協会商事仲裁規則 11 条 1 項）、必ずしも手続言語が日本語とはなりません。

4 審理期間

中国の審理は、多くの場合 1 期日で終了します。迅速な判断を得られるというメリットはありますが、証拠に基づいた厳密な判断がなされないおそれがあります。

これに対し、日本においては、数か月の審理を必要とするのが通常です。当事者の主張を明らかにし、争点を明確にしたうえで、主張を裏付ける証拠を提出させ、これに基づいて判断する過程を重視しているといえますが、迅速性に欠けるデメリットがあります。

5 執行時効

中国では、判決・仲裁判断等が出されてから、当事者双方が法人の場合は 6 か月、その他の場合は 1 年以内に強制執行の申立をしなければなりません（執行時効。中国民事訴訟法 219 条）。

これに対し、日本においては、判決等で確定した権利の消滅時効を 10 年とする規定は存するものの（民法 174 条の 2）、執行時効の概念は存在しません。

第 4 仲裁条項

1 中国法における有効な仲裁合意

中国法においては、①仲裁申立ての意思表示、②仲裁事項、③選定する仲裁委員会（仲裁機関）が明確にされていなければ、有効な仲裁合意とはなりません（中国仲裁法 16 条）。そのため、日中の企業間で紛争が生じた場合に、仲裁合意の明確性について争いになることが少なくありません。

例えば、契約書に「この契約の履行及びこの契約に関わる事項から生じた一切の紛争は、双方が友好的に協議し解決するものとする。協議が調わないときは、被申立人の所在国の仲裁機関において当該仲裁機関の仲裁規則に基づき仲裁を行う。仲裁の裁決は終局的なものであり、当事者双方を拘束する。」といった条項を設けていた場合、かかる条項は有効な仲裁合意とはなりません。すなわち、日本企業が中国企業を相手に仲裁を申立てる場合、中国の仲裁機関に管轄があることとなりますが、中国には複数の仲裁機関があるため、選定する仲裁機関が明確になっていないからです。

実際、「紛争が生じたときは、北京市の仲裁委員会で仲裁を行う。」との内容の条項を設けていた契約について、北京市には数か所の仲裁委員会があり、仲裁合意が無効

とされたことがあります（潤明法律事務所 2010 年 9 月 28 日付け NNA 第 3541 号⁵）。

そこで、中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会における仲裁を規定する場合には、「本契約に起因し又は本契約に関連するすべての紛争は、中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会に申立てられ、仲裁申立時の当該仲裁委員会の現行の有効な仲裁規則によって仲裁を行わなければならない。仲裁の裁決は終局的なものであり、当事者双方を拘束する。」（原文：「凡因本合同引起的或与本合同有关的任何争议,均应提交中国国际经济贸易仲裁委员会上海分会,按照申请仲裁时该会现行有效的仲裁规则进行仲裁。仲裁裁決是终局的,对双方均有约束力。」中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会 HP⁶）といった条項を設け、仲裁合意を明確にする必要があります。

2 日本法における有効な仲裁合意

日本法においては、①仲裁申立ての意思表示、②仲裁事項が定められていれば、仲裁合意として有効となるため、③選定する仲裁委員会が明確にされていなかったとしてもこのことから直ちに当該仲裁合意が無効となるものではありません。実際、海上輸送代金の返還に関する紛争において「本件契約に関して生じた紛争等は、原告及び被告からそれぞれ仲裁人 1 名を選定し、東京において、仲裁手続に関する民事訴訟法又は同法の改正法に基づく仲裁手続に付す。」との合意を日本海運集会所における有効な仲裁合意とした事案があります（東京地裁平成 17. 2. 9 判決判時 1927 号 75 頁）。

しかしながら、この事案は海上輸送代金の返還という性質ゆえに、特定の仲裁機関を合意したことが認められたとも考えられます。過去の裁判例では、「紛争は、当事者の書面による請求に基づき、商事紛争の仲裁に関する国際商業会議所の規則及び手続によって仲裁に付される。A の申し立てるすべての仲裁手続は東京で行われ、B の申し立てるすべての仲裁手続はニューヨーク市で行われる。」との仲裁条項が、仲裁機関の特定が不十分であるとして、その効力が争われたこともあります（東京高裁平成 6. 5. 30 判決判時 1499 号 68 頁⁷）。

したがって、仲裁合意の効力を後に争われることのないよう、日本法においても仲裁機関（及び仲裁地等）を明確に定めておくべきであるといえます。例えば、「この契約からまたはこの契約に関連して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争または意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、東京において仲裁により最終的に解決されるものとする。」といった規定が考えられます。

8

3 注意点

中国では、選択する仲裁機関が正確に表記されていない場合、仲裁の合意が無効に

⁵ <http://www.runminglaw.com/ri%20news-101014.html>

⁶ <http://www.cietac-sh.org/chinese/xieyi.htm>

⁷ なお、本事案において裁判所は、「当事者が国際商業会議所の仲裁規則及び手続に従って仲裁する旨を合意していさえすれば、当事者間で具体的な仲裁機関を特定する合意が成立していなくても、日本で仲裁の申立てをし、仲裁判断を受けるのに支障はない」と判示した。

⁸ <http://www.jcaa.or.jp/arbitration/clause.html>

なり、例え日本で仲裁判断がされても、その仲裁判断を中国で執行する際に問題が生じる可能性があります。実際に日本商事仲裁協会の英文表記を誤記していた場合に、契約書に記載されている仲裁機関は存在しないとして、中国での執行の可否が争われた事案があります（北海道庁のHPに掲載されている国際商事仲裁協会仲裁部次長中村達也氏の講演録参照⁹）。なお、当該事案においては、日本商事仲裁協会の英文表記が正式な「The Japan Commercial Arbitration Association」ではなく、「The Japan Commercial Arbitration Board」と記載されていたことから、契約書に記載されている仲裁機関は存在しないとして、仲裁合意の効力が争われました。

したがって、日中間の国際取引契約では、選択する仲裁機関を正確に表記する必要があります。

3 準拠法の問題

仲裁合意をするにあたり考慮しなければならない問題に、契約の準拠法（どの国の法律に基づいて解釈するか）があります。一般的には、中国の仲裁委員会を選定した場合には準拠法を中国とし、日本の仲裁機関を選定した場合には準拠法を日本とすることが通常でしょう。仲裁人は、他国の法律を正確に理解するとは限りません。

また、中国では、契約の種類によって準拠法について制約があります。例えば、中国の国内企業同士の契約（外国企業が投資して中国国内に設立した外商投資企業も中国国内企業となるため、日本企業の中国子会社間の契約も中国の国内企業同士の契約に該当します。）は、一般的に国内契約と呼ばれており、中国法以外の準拠法の定めは無効となりますし、中国における合弁契約の準拠法も中国法としなければならないとされています。

したがって、仲裁合意を定める場合には、これらの事情を考慮して準拠法を定める必要があります。

以上

⁹ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/skk/trading/koen/nakamura-t.htm>